(目的)

第1条 この要綱は、千葉市の自立支援医療機関(精神通院医療)(以下「医療機関」という。)の指定等に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)及び千葉市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年千葉市規則第29号。以下、「細則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定基準)

第2条 医療機関として必要とされる体制及び基準は指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定審査要領(以下、「要領」という。)のとおりとし、市長が医療機関の指定等を行う際は、これに基づいて審査・確認を行うものとする。

(指定期間)

第3条 指定期間は、原則として、指定の決定がなされた月の属する月の初日を始期とし、 その始期から6年間とする。

(申請及び届出に必要な書類)

- 第4条 医療機関が次の申請・届出等に際し必要な書類は「指定医療機関に係る指定申請・届出時に必要な書類一覧(別紙1、別紙1-2、別紙1-3)」のとおりとする。
 - (1) 規則第57条に定める指定の申請
- (2) 規則第62条に定める変更の届出
- (3) 規則第63条に定める業務の休止、廃止、再開の届出
- (4) 規則第64条に定める指定の辞退の申出
- (5) 細則第49条に定める更新の申請

(医療機関に対する指導)

- 第5条 法第10条第1項及び第11条第2項の規定に基づく医療機関に対して行う指導 については、次のとおりとする。
 - (1) 指導の方針

市は次の厚生労働省告示及び通知等に定める自立支援医療の取扱い、自立支援医療を提供する体制、設備、自立支援医療に係る費用の請求等に関する事項について確認・指導等を行うものとする。

- ア 指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程(平成18年厚生労働省告示第66号)
- イ「指定自立支援医療機関の指定について」(平成18年3月3日障精発第03030 05号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)
- ウ 「指定自立支援医療費の支給認定について」(平成18年3月3日障発第0303 002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- エ 「指定障害者福祉サービス事業者等の指導監査について」(平成26年1月23日 障発第0123第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- オ その他厚生労働省発出の自立支援医療等に関する運用通知等

(2) 指導の方法

指導の方法は、次のとおりとする。

ア 書面指導

書面による指導は、医療機関に対して、「千葉市指定自立支援医療機関自己点検票 (精神通院医療)(別紙2、別紙2-2、別紙2-3)」により行う。

書面指導は指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定及び指定の更新の際、 対象の医療機関に送付することによって行う。

イ 集団指導

集団指導は、自立支援医療の制度改正等、適正な自立支援医療の確保等のために 広く周知し指導することが必要と認められる場合、指定自立支援医療機関に対して、 講習会又は書面等の方法により行う。

ウ 実地指導

実地指導は、診療報酬の請求、医療の提供体制に係る疑義があった場合等、自立 支援医療に関して、特に必要と認められる場合に、対象となる医療機関を選定の上 で立入の方法により行う。

(ア) 指導後の措置

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日文書により 指導内容の通知を行い、改善報告書の提出を求める。

(イ) 監査への変更

実地指導中又はその後に、必要が認められる場合は第6条に定める監査を行う ことができるものとする。

(医療機関に対する監査)

第6条 医療機関に対する監査は次のとおりとする。

(1) 監查方針

医療機関に対して行う監査は、自立支援医療の実施内容について、①法第67条及び第68条に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、②自立支援医療に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合(以下「指定基準違反等」という。)において事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

(2) 監査の実施

次に示す情報等を踏まえ、指定基準違反等の確認の必要がある場合に監査を実施する。

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 千葉市等へ寄せられた苦情
- ウ 自立支援医療の請求データ等の分析から特異傾向を示す医療機関に関する情報
- エ 書面による指導において確認した情報
- オ 実地指導において確認した情報

(3) 監査方法

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、医療機関若しくは医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者又は医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師、その他の従業者であった者に対し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出又は提示を命じ、出頭させ、若しくは医療機関についての設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査する。

(4) 監査実施通知

監査対象となる医療機関を決定したときは、あらかじめ文書により次の項目につい

て当該医療機関に通知する。ただし、実地指導から監査へ変更した場合、緊急を要する場合及び事前通知が適当ではないと判断した場合はこの限りではない。

- ア 監査の根拠規定及び目的
- イ 監査の日時及び場所
- ウ 監査担当者
- エ 出席者
- オ 準備すべき書類等
- (5) 監査後の措置

監査後の措置については、法第67条及び第68条に定める事項に準ずるものとする。なお、監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められる事項については、後日文書によりその旨の通知を行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、指定等に関し必要な事項は、高齢障害部長が別に 定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附即

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。